

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定通知書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100%を上限とします。 手数料負担者は求人者とします。

上記の範囲内で個別に求人者等と定めます。上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算となります。

返戻金制度

返戻金の対象期間	返戻金の額
新卒採用人材が入社を辞退等の場合	紹介手数料の 100%に相当する金額
新卒採用人材が入社後 1 か月未満に退職等の場合	紹介手数料の 80%に相当する金額
新卒採用人材が入社後 1 か月以上 3 か月未満に退職等の場合	紹介手数料の 50%に相当する金額

上記の範囲内で個別に求人者等と定めます。また、上記は採用人材が自己の責により入社できない事由が発生した場合、または入社を辞退（求人者による働きかけがあった場合を除く）した場合、採用人材が自己の責により解雇され、または自己都合により退職した場合、かつ当該採用人材の入社を辞退または退職後 1 か月以内に弊社に返戻金請求のための書類を提出した場合に適用されます。

許可番号：13-ユ-313037

事業主：HIRED 株式会社